

令和 5 年度

家庭的保育事業等における指導監査の概要

令和 6 年 8 月

茅ヶ崎市 こども育成部保育課 保育指導担当

1 家庭的保育事業等指導監査の概要

本市では、適切な施設の運営の確保と福祉サービスの質の一層の向上に向けて、児童福祉法、茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）をはじめとする関連法令並びに家庭的保育事業等指導監査実施要綱等に基づき指導監査を実施しています。

指導監査の種類は次のとおりです。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

茅ヶ崎市家庭的保育事業等指導監査実施要綱第2条第2項第2号の年間指導監査実施計画に基づき、原則として年度ごとに1回以上、実地において実施します。ただし、天災又は感染症が長期にわたって流行している等のやむ得ない事由により、当該年度内に実地の指導監査を行うことが著しく困難又は不適当と認める場合は、オンライン形式や書面による確認を組み合わせて実施します。

イ 臨時指導監査

定期的な指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に実地において指導監査を実施します。

(2) 特別指導監査

正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、一般指導監査によっても指摘事項の改善が認められない状況が継続されている場合、保育事業の運営等に重大な問題がある場合等に、実地において特別指導監査を実施します。

2 指導監査重点事項

市では年度当初に、重点事項を定め指導監査を実施しています。

令和5年度は、昨年度に引き続き、利用者の人権を侵害する事件や事故等を未然に防止するための取り組み、防災・防犯対策、感染症対策を重点事項として指導監査において、確認しました。

(1) 人権侵害等の防止に向けた取り組み

- ア 虐待防止に係る具体的かつ効果的な取り組み（定期的な自己点検、組織的な支援体制、研修の実施など）
- イ 事故防止、事故への適切な対応及び再発防止対策への取り組み
- ウ 苦情解決体制の整備、利用者への周知の取り組み など

(2) 防災・防犯対策、感染症対策

- ア 実態に応じた防災計画の見直し、非常災害対策計画に基づく避難訓練の実施状況、災害発生時の地域との連携 など
- イ 施設の実情に応じた防犯体制の見直し状況、地域関係機関との連携 など
- ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する取組（研修・訓練の実施など）

3 実施状況

児童福祉法及び基準条例に基づく令和5年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況は、表1のとおりです。市が認可した全ての家庭的保育事業（4事業所）、小規模保育事業（1事業所）、事業所内保育事業（3事業所）における法令等に基づく保育及び事業運営の状況について、実地において一般指導監査を実施しました。

表1 令和5年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況

実施日	施設名称	事業区分	事業者
6月19日	サクラフェリーチェ保育園・辻堂	小規模	(株)SACRA FELICE
6月21日	わかまつキッズ ROOM	小規模	(有)一通アド
6月26日	かもめ保育園	事業所内	(特非)ちがさき学童保育の会
6月28日	さくら保育ルーム	小規模	(株)さくらプランニング
7月3日	マザーグース保育ルーム	小規模	(株)マザーグース
7月3日	マザーグース BRANCH 茅ヶ崎2保育園	小規模	(株)マザーグース
7月5日	ピノキオ幼児舎辻堂園	小規模	ドリームワールド(株)
7月10日	茅ヶ崎みらい保育園	小規模	(株)オハナイナグループ
7月12日	本宿みらい保育園	小規模	(株)オハナイナグループ
7月14日	サザンみらい保育園	小規模	(株)オハナイナグループ
7月18日	ぽとふ茅ヶ崎	小規模	(株)ソーシエ
7月20日	MIRATZ 湘南辻堂保育園	小規模	(株)MIRATZ
7月20日	MIRATZ 湘南茅ヶ崎保育園	小規模	(株)MIRATZ
7月24日	ゆうゆう保育園	小規模	(株)Y U I
7月26日	湘南くすの木 けん	事業所内	(福)松宝苑
8月2日	Baby ルーム Coppice	家庭的	-
8月2日	よちよち保育室	家庭的	-

8月4日	とまとさんの保育室	家庭的	-
8月4日	ふれ～ず保育室	家庭的	-
11月14日	おひさまキッズアカデミー	事業所内	(医) おひさま会

4 指導監査の結果

(1) 主な指摘事項について

指導監査の結果、項目ごとに定めた基本的な考え方と適合しているか判断し、文書指摘又は口頭指摘を行います。

文書指摘は、法令等に対する違反がある場合に行い、口頭指摘は、法令等に対する違反であって軽微なものである場合に行います。

令和5年度の指導監査において、文書指摘が4件、口頭指摘が7件ありました。内容については、表2のとおりです。

文書指摘については、事業所から60日以内に改善状況の報告を求めており、指摘に対する改善報告書を受理し、指摘事項は改善されています。

また、口頭指摘については、改善報告書の提出まで求めていませんが、速やかに改善をするよう指導し、次回の指導監査において改善の確認をしています。

表2 指摘事項と指摘件数

文書指摘	
会計関係の不備	3件
消防設備点検未実施	1件
口頭指摘	
運営規定の不足	2件
会計関係の不備	2件
健康診断遅延	2件
苦情解決体制の不足	1件

(2) 主な指摘事項の内容について

指摘事項の内容については、次のとおりです。

ア 文書指摘

- ・会計関係の必要な帳簿が作成されていない。
- ・証憑書類（領収書等）が整備されていない、または紛失していた。
- ・保育事業に直接的に関係がない支出があった。
- ・消防設備点検等の点検を実施していない。

イ 口頭指摘

- ・運営規程の内容に実態と相違している項目がある。
- ・運営規程の内容に不足している項目がある。
- ・小口現金の保管限度額を超えていた。
- ・誤った勘定科目を用いている。
- ・児童の入所時の健康診断の遅延がある。
- ・苦情解決体制の周知物の内容が以前のままとなっている。

4 全体の評価と課題

令和5年度の指導監査は、全ての家庭的保育事業等を対象に、指導監査業務に専属の保育士を含む市職員が事業所を訪問し、1事業所につき2時間程度、施設設備や書類の点検、及び事業者からの聴き取り等を行い、日々の保育や事業運営の状況把握及び要改善事項に対する指導を行いました。

また、令和5年4月1日より策定が義務化された「安全計画」の作成状況等の確認をしました。令和6年度の指導監査では、「安全計画」の実施状況等を確認、指導をする予定です。

なお、職員配置基準に係る指摘はありませんでしたが、深刻化する保育士不足の状況下で、適正な人数の保育士等を確保することが家庭的保育事業等全体の課題となっている状況がうかがえました。昨今、「働き方改革」により就業の仕方も変わってきています。令和6年度も引き続き、事業所で就業する労働者の雇用状況等についても重要な事項として確認していきます。

今後においても、指摘のあった項目を中心に指導を徹底することで、利用する児童及び保護者の安心、安全と事業の適正かつ継続的な運営を担保してまいります。

以上